

建設

1 道路・街路の整備

本市では、都市の均衡ある発展と安全かつ円滑な道路交通を確保するため、幹線道路の整備を進めるとともに、交通安全施設の整備、既存道路の維持補修及び橋りょう補修を行っています。

市街地の都市計画道路では八条通や鴨川東岸線等の整備に取り組んでいます。中でも、八条通及び竹田街道では重点取組である京都駅八条口駅前広場の再整備として、平成 27 年 2 月に京都府内初の機械式地下駐輪場を、平成 28 年 3 月に駅前広場の核となる拠点広場デッキ（みやこ夢てらす）や送迎ゾーンなどを先行供用し、また平成 28 年 12 月にはサンクンガーデン、貸切バス乗降場等を完成させ、京都駅八条口駅前広場をグランドオープンいたしました。

市街地周辺部の道路事業では、一般国道 162 号（道路拡幅）や京都広河原美山線（ニノ瀬バイパス）等で順次未改良区間を整備し、九条跨線橋、宮前橋、御菌橋、二条大橋、賀茂大橋などの耐震補強や補修・改築工事等を行っています。

引き続き、平成 29 年度から 32 年度までの 4 年間は、平成 29 年 3 月に策定した「今後の道路整備事業の進め方」に基づき事業の重点化を図り、市民の安心・安全の確保や京都のまちの持続的成長のために必要となる道路・街路整備事業を計画的に推進していきます。

道路の現況

(平成 28. 4. 1 現在)

		延長 m	面積 ㎡	改良率 ^{注4}		舗装率		歩道延長 (延べ延長)m
				延長 %	面積 %	延長 %	面積 %	
一般 国道	指定 ^{注1}	50,465	1,300,387	100.0	100.0	100.0	100.0	^{注2} 47,589
	指定外 ^{注1}	114,392	1,110,229	84.4	92.1	100.0	100.0	65,247
府道		427,677	4,244,153	67.8	85.7	95.3	98.6	252,197
		^{注3} [18,869]	[61,387]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[18,869]
市道		2,973,894	18,353,144	57.2	77.6	88.1	96.6	754,856
		^{注3} [26,929]	[115,059]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[26,929]
合計		3,566,428	25,007,913	59.9	80.8	89.5	97.3	1,119,889
		^{注3} [45,798]	[176,446]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[100.0]	[45,798]

- 注1 「一般国道」の「指定」は直轄国道，「指定外」は政令指定都市が管理する国道のことをいう。
- 2 「一般国道」の「指定」の「歩道延長」は，歩道が設置された道路の延長であり，延べ延長ではない。
- 3 []の数字は，自転車歩行者専用道路，歩行者専用道路である。
- 4 「改良率」とは，主に幅員5.5m以上の道路を改良済とする，道路部の延長又は面積に対する割合をいう。

(1) 京都高速道路について

ア 京都高速道路の移管

京都市京都高速道路検証専門委員会^{*}から，平成28年5月19日に「京都高速道路残る3路線の整備の見直しに当たっては，既に整備されている新十条通及び油小路線への更なる交通の転換を図るなど，既存の道路をより一層有効に活用する取組が必要」と付言された意見書が提出されました。

これを実現するために，平成28年7月及び12月に京都高速道路の移管について国へ要望し，平成31年4月1日に，油小路線は阪神高速道路からネクスコ西日本へ移管されるとともに，新十条通は京都市に移管され無料化する予定です。

※京都市京都高速道路検証専門委員会

都市計画決定された京都高速道路を見直すに当たり、都市計画道路としての必要性や費用対効果など、将来を見越した様々な観点からの客観的データに基づき検証するために設立。

平成24年10月（第一回）～平成28年5月10日（第四回（最終））

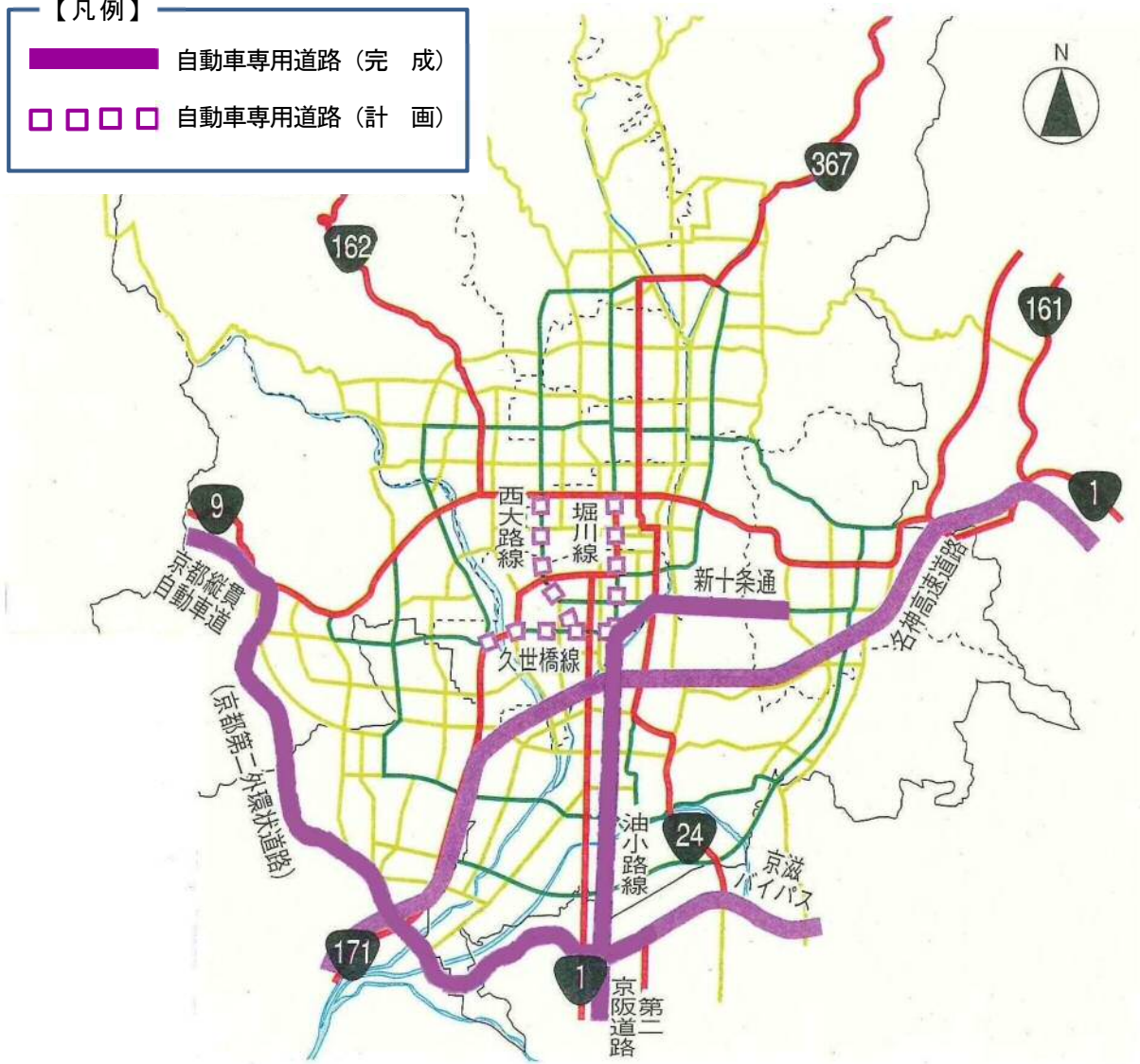
イ 将来道路ネットワーク研究会

京都市京都高速道路検証専門委員会から、「京都市の将来を見据えた道路ネットワークの在り方については、広域的な視点で、引き続き、検討を進めるべき」と付言された意見書を踏まえ、平成28年12月に本研究会が設置され、現在、学識者等により専門的な知見を活かした議論をしていただいているところです。

今後、道路ネットワークを整備するに当たっては、本研究会の意見を踏まえるとともに、広域的な役割を担う路線については、国土交通省や近隣自治体等と連携し、広域的な道路政策の観点から検討を進めてまいります。

広域幹線道路網等計画

- 【凡例】
- 自動車専用道路（完成）
 - 自動車専用道路（計画）



2 道路の改築

(1) 道路のバリアフリー化事業

駅やその周辺の道路等の重点的なバリアフリー化を推進することを目的として、平成 14 年 10 月に交通バリアフリー法（平成 12 年制定）に基づく「京都市交通バリアフリー全体構想」を策定し、重点整備地区として 14 箇所（山科，桂，烏丸，向島，嵯峨嵐山，京都，河原町，稻荷，京阪五条・七条（2 箇所），東福寺，桃山御陵前，京阪藤森，伏見）を選定しました。

この 14 地区全てにおいて、基本構想及び道路特定事業計画を策定し、駅と駅前広場，その周辺施設（病院，福祉施設，教育施設等）を結ぶ経路について、バリアフリー化事業を順次進めています。

また、平成 24 年 3 月に「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定し、重点整備地区として新たに 10 箇所（太秦，大宮，JR 藤森，深草，西院，桃山，上桂，阪急嵐山・松尾大社（2 地区），西大路）を選定したことから、この 10 地区においても、基本構想及び道路特定事業計画の策定を順次進めています。

【整備状況】

①整備済地区

山科（平成 19 年度完了），桂（平成 20 年度完了），向島（平成 21 年度完了），嵯峨嵐山（平成 22 年度完了），京都（平成 28 年度完了）

②整備実施中地区

烏丸，河原町，稻荷，京阪五条・七条（2 地区），東福寺，桃山御陵前，京阪藤森，伏見，深草，大宮

(2) 無電柱化事業

安全で快適な歩行空間の確保，緊急輸送道路等の確保等の都市防災対策及び都市景観の向上等を目的として、昭和 61 年から電線類の地中化工事を実施しています。

平成 16 年度からは、市内の幹線道路のほか、伝統的建造物群保存地区及び世界遺産周辺等の歴史的町並みの保全・再生がとりわけ必要な地域においても整備を進めています。

(3) 鉄道事業

ア 阪急京都線（洛西口駅付近）連続立体交差化事業

阪急京都線と桂駅南側で交差している山陰街道と久世北茶屋線では、踏切部での慢性的な交通渋滞により都市機能が阻害されていたことから、阪急京都線の連続立体交差化を行い、都市交通の円滑化や地域の活性化を図りました。

平成 19 年度に、阪急電鉄㈱と基本協定を締結して、連続立体交差化事業に着手しています。平成 25 年 10 月には、上り線（京都方面行き）の高架切替及び洛西口駅上りホームの供用を開始し、平成 28 年 3 月に、下り線を高架に切り替え、全線高架化が完了しました。

平成 28 年度には、軌道敷の高架化により創出されたスペースに自転車歩行者専用道路を整備し、平成 29 年 1 月に供用を開始しました。

イ JR 嵯峨野線 京都・丹波口間新駅設置事業

多彩な地域資源を有する京都駅西部エリアの中心部に JR 嵯峨野線の新駅を設置することにより、新たな人の流れをつくり、地域の活性化を図ります。

平成 27 年 2 月に JR 西日本と基本合意書を締結し、平成 31 年春の開業を目指して、平成 28 年 9 月に新駅本体工事に着手しました。

ウ JR 奈良線 高速化・複線化第二期事業

JR 奈良線の高速化・複線化事業（京都駅から木津川駅までの 34.7km，うち京都市域 9.4km）は、市内の主要な交通結節点である JR 京都駅と京都府南部地域を結ぶ広域鉄道網の充実や沿線の利便性の向上を図ることを目的としています。平成 13 年に第一期事業（8.2km，うち京都市域 5.0km）が完了し、平成 25 年度に、第二期事業（14.0km，うち京都市域 4.4km）の基本協定書を京都府、関係市町（京都市，宇治市，城陽市，木津川市，井手町，宇治田原町）及び JR 西日本と締結して、平成 34 年度の開業を目指して、平成 29 年 4 月から複線化事業に取り組んでいます。

3 道路の維持補修

現在、本市では、約 3,200km の舗装道の管理をしており、各土木事務所において、日常的な道路パトロールや市民の皆様からの御要望、御指摘を基に、適宜必要な補修を行うなど、適切な道路の維持管理に努めています。また、平成 18 年度から舗装点検を行うとともに、平成 20 年度には舗装維持管理支援システムの構築を行い、アセットマネジメント手法を取り入れた舗装の維持管理に取り組んでいます。

また、大型構造物であるトンネルや道路附属施設（横断歩道橋、カルバート、シェッド、門型標識等）については、長期にわたり市民が安全に利用できるよう機能を維持していくために、予防保全型の維持管理を行い、効率的・効果的な修繕を進めています。

(1) 市民協働の取組を通じた公共土木施設の効率的・効果的な維持管理

道路・橋りょう・河川・公園などの公共土木施設について、ICTを活用した「みつけ隊（美しい京を守る応援隊）アプリケーション」を運用するとともに、京都の市民力や地域力を最大限にいかし、市民と行政が共に汗を流し協働する市民協働型の維持管理の実現に向け、「みんなで守る “みち・かわ・みどり” 京のまち～公共土木施設の維持管理に係る市民協働推進指針～」を平成29年3月に策定し、市民との協働による効率的・効果的な維持管理の取組を進めています。

(2) 私道整備助成制度

本市では、私道整備の助成制度を設けており、舗装工事及び舗装工事に付帯する附属排水施設の工事について、標準工事費の 3/4 の助成を行っています。

(3) 交通安全施設等整備事業

交通事故の防止を目的とした「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき、歩行者の安全確保のための歩道等の新設・整備、交差点改良、道路標識、防護柵及び道路照明灯等の交通安全施設の計画的な整備拡充を進めています。

(4) 橋りょう補修

本市では、約 2,860 橋の橋りょうを維持管理しています。橋りょうの耐震補強及び老朽化修繕を効率的・効果的に推進していくため、平成 23 年 12 月に橋りょう対策の優先順位を明確化した「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」を策定し、対策を進めています。

同プログラムは、平成 24 年度から 20 年間（5 年間ごとの四期間）で、耐震補強として、緊急輸送道路上の橋長 15m 以上の橋りょう及び跨線・跨道橋で耐震補強が未完了である 52 橋並びに、老朽化修繕として、早期に修繕の必要がある 426 橋を完了させることを全体目標としています。

ア 第 1 期プログラム（平成 23 年 12 月策定）

平成 24 年度～平成 28 年度の 5 年間の取組目標を定めたもの。

平成 28 年度までに、優先度の高い 51 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 34 橋）の対策を完了させる計画であり，そのうち，43 橋の対策を完了しています（平成 29 年 8 月 1 日時点）。

残る 8 橋のうち，方針転換により第 2 期プログラムに引き継ぐこととした大石道跨線橋を除く 7 橋については，平成 29 年度に対策を完了する予定です。

イ 第 2 期プログラム（平成 29 年 2 月策定）

平成 29 年度～平成 33 年度の 5 年間の取組目標を定めたもの。

平成 33 年度までに，39 橋（耐震補強 17 橋，老朽化修繕 22 橋）の対策を完了させる計画であり，そのうち，26 橋の対策に着手しています（平成 29 年 8 月 1 日時点）。

4 浸水防除対策

(1) 河川整備

本市では、これまで 10 次にわたる治水五箇年計画及び平成 24 年 3 月に策定した「京都市河川整備方針」に基づく事業の実施により、本市の都市基盤河川の整備率は全体事業計画に対して 61.4%（平成 28 年度末時点）と、既成市街地及び周辺部の浸水箇所の解消など一定の成

果を挙げています。また、近年ひん発する局所的集中豪雨や都市化に伴う治水安全度の低下傾向から、一層の治水事業の推進が必要となっており、平成 25 年 10 月に、過去に浸水履歴がある河川のうち対策が必要な普通河川 8 河川を対象として「普通河川整備プログラム」を策定し、河川改修等の対策を推進しています（平成 27 年 6 月までに、3 河川が対策完了済み）。

さらに、準用河川及び普通河川の本市管理河川について、計画的で持続可能な河川維持管理の実現を目指し、「京都市河川維持保全基本計画」を平成 28 年 3 月に策定しました。この基本計画に基づき、平成 28 年度から各河川の点検を実施し、点検結果を基に各河川の特性を把握したうえで、計画的かつ効果的な維持管理を実施していきます。

引き続き、貯留や浸透による流出抑制等、総合的な治水対策事業を推進するとともに、高瀬川再生プロジェクトなどの水辺環境整備事業に積極的に取り組むなど、計画的かつ効果的な河川整備を実施していきます。

河川の現況

(平成 29. 4. 1 現在)

区 分	河 川 数	延 長 (m)
一 般 河 川 (直轄区間)	5	42, 179
一 般 河 川 (指定区間) (うち都市基盤河川改修事業施行により、本市 が府との管理協定により機能管理を行う区間)	53 (18)	318, 270 (29, 875)
準 用 河 川	31	49, 993
普 通 河 川	291	438, 512
合 計	380	848, 954

(2) 排水機場の管理

都市基盤河川、都市下水路、普通河川等の流末に位置する京都市南部地域においては、放流河川である宇治川や桂川等との高低差が少なく、降雨時に河川（本川）からの逆流防止及び内水やたん水を強制排水する必要があるため、排水機施設の日常点検整備や老朽施設の「排

水機場長寿命化修繕計画（平成 27 年 4 月策定）」に基づく計画的修繕を実施し、安定して的確に稼働するよう維持管理しています。

また、平成 28 年 4 月から排水機場集中監視システムとして、集中管理センターを洲崎排水機場に設置し、市内の 11 排水機場の状況を 24 時間体制で監視、水位や降雨状況を把握し、早期の初動態勢を整えています。

これにより、近年多発する局地的集中豪雨などによる急激な水位上昇等の突発的な状況にも的確に対応することを可能としています。

5 自転車政策

平成 27 年 3 月に策定した「京都・新自転車計画」に基づき、自転車の「みえる化」をキーワードに、自転車走行環境、ルール・マナー、自転車駐輪環境、自転車観光、健康・福祉など自転車関連施策に取り組み、総合的な自転車政策を推進しています。

(1) 自転車走行環境の整備

自転車が走行しやすい空間整備に向けて、平成 28 年 10 月に策定した「京都市自転車走行環境整備ガイドライン」に基づき、重点地区から順次、矢羽根型の路面表示を設置し、生活道路も含めた面的な整備を進めています。

(2) 自転車の安全利用の推進

自転車のルール・マナーを周知・徹底するため、世代ごとの自転車安全教室を開催しているほか、京都府警察等と連携したイベントや街頭啓発などを実施しています。平成 29 年 7 月には、自転車の基本的なルール等を分かりやすく取りまとめた冊子「Enjoy 自転車 life in Kyoto」を約 21 万部作成し、本市内の保育施設、幼稚園、小中高校等の全児童・生徒に配布しました。

また、平成 29 年 3 月に、改正「京都市自転車安心安全条例」を公布し、平成 29 年 10 月から事業者及びレンタサイクル事業者に、平成 30 年 4 月から自転車利用者に自転車保険への加入を義務付けました。このため、平成 29 年 5 月から、義務化に関する情報や、自転車保険の加入

等に関する問い合わせや相談の窓口として「きょうと自転車保険専用コールセンター」を全国で初めて設置し、8月からは、同じく加入を義務化した京都府と協調で、運営しています。

(3) 自転車等駐車場の整備

自転車等駐車場については、駐輪需要や地域特性を踏まえたうえで、行政と鉄道事業者、民間事業者等が積極的に連携・協力する協働の取組により、整備を進めています。

また、京都市自転車等放置防止条例に基づき、自転車利用者の目的先である対象施設設置者に自転車駐車場の設置義務を課し、駐輪環境の向上を図っています。

(平成 29. 3. 31 現在)

区分	箇所数	収容台数 (台)
本市関連の自転車等駐車場	166	自転車等 43, 345

※本市関連の自転車等駐車場には、民間自転車等駐車場整備助成金制度の活用、市有財産の占用物件等を含む。

(4) 放置自転車等対策（啓発及び撤去）

自転車放置防止啓発及び撤去強化区域等での自転車等の撤去の実施により、路上等における自転車等の放置の解消と自転車等の利用マナーの向上に取り組んでいます。

また、「京都市自転車等放置防止条例」を改正し、平成 27 年 7 月 1 日から「自転車等撤去強化区域」を大幅に拡大し、撤去を強化しています。

6 駐車場

本市では、円滑な自動車交通に寄与するために整備した駐車場について、指定管理制度を導入のうえ、運営管理を行っています。

(平成 29. 3. 31 現在)

区分	箇所数	収容台数 (台)
市営駐車場	10	バス 118
		普通乗用車 1, 541

※本市営駐車場については、都市計画局の所管である醍醐駐車場を含む。

7 公園・緑地整備

本市は、三方を山に囲まれ、市街地には社寺等が点在していることから、大都市の中では自然の風光に恵まれています。

都市公園は、市民生活にいきいきとした空間であり、また、健康増進やコミュニティ形成の場、災害時の避難場所としても、重要な施設であるため、公園・緑地の整備の推進を図っています。

(1) 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進

本市では、かけがえのない京都の緑をこれからも守り、増やし、緑あふれるまちづくりを進めるために、平成22年3月に「京都市緑の基本計画」を策定しました。

また、基本計画に掲げる施策を着実に推進するための実行計画として平成23年5月に策定した「第1次京（みやこ）のみどり推進プラン」に続き、平成29年9月に、市街地部に特化した緑化の方針を定める「市街地緑化の在り方」を策定し、地域力を活かして市街地緑化を推進し、「どこを見ても庭園のように設えられている」緑の文化首都・京都を目指していきます。

(2) 緑化施策

「京都市緑の基本計画」に掲げる基本方針の1つである「市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり」に関する事業として、以下の事業に取り組んでいます。

- ・ 本市のシンボルロードである御池通を、四季折々の草花などを身近に楽しむことができる「四季の花ストリート」とするため、平成21年度から、企業や団体の協賛を受けて「御池通スポンサー花壇」を設置しており、合計102基の花壇を沿道市民との協働により維持管理を行っています。
- ・ 平成22年度から、「花の名所」づくりを目指して、結婚、誕生などの慶事を迎えた市民や、設立記念、祈念事業などをされる企業団体に費用の一部を負担いただき、公園等に花木を植樹いただく「京都市記念植樹奨励事業」を実施しています。

- ・ 平成 23 年度から、市民がまちなかで目にする緑を増やし、緑の豊かさを実感できるよう、公共敷地や公共建築物などにおいて、市民意見を基に緑化を行う「市民公募型緑化推進事業」を実施しています。

また本市では、地球温暖化やヒートアイランド現象を緩和することなどを目的に、個人や事業者が、所有地や所有する建築物の壁面、屋上において、樹木の植栽等の緑化を実施される際に、本市が設置費用等の一部を助成する「京のまちなか緑化助成事業」を実施してきました。今後は、京のまちなか緑化助成事業にかわる民有地緑化に対する支援制度を構築し、取組を進めていきます。

(3) 梅小路公園の再整備

梅小路公園は、平安建都 1200 年記念事業の一つとして整備した総合公園であり、平成 7 年の開園以降、都市における貴重なオープンスペースとして市民に親しまれています。

平成 20 年度に新たな公園施設として民間事業者から「水族館」及び「鉄道博物館」の整備提案がなされたことを契機に、総合公園としての機能をより充実させるため、事業内容の公益性等を十分考慮したうえで、民間事業者の知恵、資本及び経営手法を活かしながら再整備を進めてきました。

平成 24 年 3 月には、京都水族館が開業、平成 26 年 3 月には、本市において同公園を拡張した新しい広場として「すぎくゆめ広場」と「市電ひろば」を開園、平成 28 年 4 月には、京都鉄道博物館が開業しました。

平成 31 年春には、JR 新駅の開業が予定されており、公園利用者の増加が見込まれることから、梅小路公園は、更に魅力あふれる公園となることが期待されています。

また、JR 新駅の開業に合わせた平成 31 年春の完成を目指して、新駅周辺の歩行者空間整備と大型バス駐車場の再整備を行います。

(4) 街区公園等の整備

街区公園は子どもたちの安全な遊び場を確保し、住民に憩い、コミュニティ及びレクリエーションの場を提供するとともに、災害時の避難場所として緑豊かな都市環境を生み出しています。

平成 28 年度は、桃山舟泊公園（旧 和泉ポンプ場公園）、本町公園、有隣公園、西新屋敷公園、内野公園の設計や整備を行いました。また、富小路殿公園等の老朽化したブランコの更新に取り組みました。

(5) 公園の維持管理

平成 29 年 3 月末現在、建設局が所管する 897 公園の清掃や除草・修繕等の維持管理は、北部及び南部のみどり管理事務所による作業、公園愛護協力会による清掃・除草作業及び業務委託（清掃作業を月 1～2 回、除草作業は年 1～2 回）を組み合わせ実施しています。

また、公園樹木は、緑を増やすという方針のもと、剪定作業は、隣接民家等への影響を配慮しながら、3～5 年のサイクルで行っています。

* 公園愛護協力会

公園の除草・清掃・公園愛護思想の普及、指導・管理、軽易な日常管理など公園の円滑な運営に協力することを目的として、地元の自発的な意思により結成されたボランティア組織

- ・ 結成数：670 団体（平成 29 年 3 月末現在）

(6) 街路樹の育成管理

建設局が所管する街路樹（道路附属物）は、平成 29 年 6 月末現在、高木（樹高 3m 以上のもの）約 39,900 本、低木約 812,600 本を所管しており、樹木の剪定、除草、害虫駆除等について、専門業者に委託する等、適切に育成管理を進めています。

また、除草作業は、年に 2～3 回、剪定作業は、樹種によりおおむね年に 1 回又は 2 年に 1 回、その他に分けて実施しています。

* 街路樹サポーター制度

街路樹やその周辺において、清掃等の簡易な維持管理や緑化に取り組む市民団体を「街路樹サポーター」に位置付け、本市から一定の支援を行う制度

- ・ 取組内容：^{かん} 灌水，落ち葉回収，害虫被害等の情報提供等
- ・ 認定団体：113 団体（2,298 名，平成 29 年 7 月 31 日現在）

(7) 街路樹の整備

京都市緑の基本計画では、「道路の緑の整備」を掲げ，街路樹を整備することで，ヒートアイランド現象の緩和に寄与する「水と緑のネットワーク」や「風の道」の形成，災害時の避難路の強化などを図るとともに，「花と緑豊かな歩いて楽しいまちづくり」に取り組んでいます。

・ 道路の森づくり

低木植栽のみとなっている道路の中央分離帯に可能な限り，新たに高木を植栽し，都市緑化及び二酸化炭素の吸収源対策の推進を図り，「環境モデル都市・京都」にふさわしい「道路の森づくり」を目指します。

・ 花の道づくり

緑の少ない南部地域や観光地周辺で，街路樹のない歩道における花木の新植や，街路樹の花木への転換を行うことで，京都の四季を感じることもできる，「花の道づくり」を進めています。

(8) 公園の現状

(平成29.3.31現在)

種 別		箇所数	面積 (㎡)	備 考	
市 営 公 園	住区基幹公園	街区公園	828	1,112,042	
		近隣公園	32	559,639	一乗寺, 岩倉南, 朱雀, 二条, 山科中央, 殿田, 東吉祥院, 上鳥羽, 唐橋西寺, 西院, 東大丸, 三栖, 伏見, 淀城跡, 深草西浦南, 鳥羽離宮跡, 下鳥羽, 新林池, 境谷, 福西, 竹の里, 牛ヶ瀬, 東野, 東向, 向島東, 竹田, 光徳, 御陵, 桂坂, 上桂, 岩倉東, 向島中央
		地区公園	6	348,969	船岡山, 吉祥院, 小畑川中央, 大蛇ヶ池, 勸修寺, 伏見北堀
		小 計	866	2,020,650	
	都市基幹公園	総合公園	2	318,948	岡崎, 梅小路
		運動公園	10	838,594	西京極, 桂川緑地, 久世橋西詰, 宇治川, 横大路, 久世橋東詰, 桂川緑地離宮前, 桂川緑地久我橋東詰, 桂川緑地上野橋東詰, 伏見桃山城
		小 計	12	1,157,542	
	特殊公園	風致公園	3	102,057	円山, 東山山頂, 長神の杜
		交通公園	1	21,338	大宮
		墓 園	1	31,068	深草
		小 計	5	154,463	
	大規模公園	広域公園	1	627,407	宝が池
	都 市 林		1	1,339,783	大原野
	広 場 公 園		1	1,822	梅屋
	都 市 緑 地		15	193,537	村松緑地, 北緑地, 南緑地, 西緑地, 東緑地, 岩倉緑地, 新京極六角, 改進中央緑地, 長刀鉾緑地, 吉田山緑地, すりばち池緑地, 修学院緑地, 一乗寺緑地, 大仏殿跡緑地, 日野緑地
緑 道		11	236,777	東山自然緑地, 淀緑地, 桂坂緑地, 桂坂第二緑道, 桂坂第三緑道, 桂坂第四緑道, 桂坂第五緑道, 桂坂第六緑道, 桂坂第七緑道, 桂坂第八緑道, 陵ヶ岡みどりの径緑道	
計		912	5,731,981		
府 営 公 園	住区基幹公園	地区公園	1	37,000	伏見港
	都市基幹公園	総合公園	2	169,144	嵐山東, 洛西浄化センター
	特殊公園	風致公園	1	105,730	嵐山
	大規模公園	広域公園	1	373,800	鴨川
	計		5	685,674	
都市公園 (市営・府営公園) 計		917	6,417,655		
条 例 設 置 公 園		3	66,170	京北運動公園, 宇津峡公園, 京北森林公園	
国 民 公 園		1	651,077	京都御苑	
都 市 公 園 ・ 国 民 公 園 計		921	7,134,902		

8 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、乱雑な既成市街地、無秩序に市街化しつつある地域、又は新たに市街化しようとする地域において、土地の区画形質を整え、道路、公園、その他の公共施設の整備・改善を行い、良質な都市空間の形成を図る事業です。

本市における土地区画整理事業は、大正末期に外郭循環路線の建設及び市街地の整備を目的として施行したのに始まります。現在、旧市街地周辺部に見られる整然とした街区は、ほとんど土地区画整理事業により形成されたものです。

現在までに、市街化区域面積 14,987ha において、3,742.4ha の土地区画整理事業が完成しており、施行中の 450.6ha を合わせると、4,193.0ha が整備されることとなります。これは市街化区域面積の約 28% に相当し、市街地整備の代表的手法である土地区画整理事業は本市のまちづくりに大きく貢献しています。

平成 28 年 10 月には、本市の東南、宇治市との行政界に隣接する地域において組合施行で行われていた桃山東第二地区土地区画整理事業の換地処分を行い、事業が完了しました。現在、市施行 6 地区（伏見西部第三、伏見西部第四、伏見西部第五、上鳥羽南部、崇仁北部第一※、崇仁北部第二※）で土地区画整理事業が行われています。※都市計画局所管

（平成 29.4.1 現在）

施行者／法分類	施行済		施行中		計	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
京都市	31	1,990.2	6	450.6	37	2,440.8
組合	48	1,586.1	—	—	48	1,586.1
都市再生機構	1	17.1	—	—	1	17.1
共同・個人	17	149.0	—	—	17	149.0
計	97	3,742.4	6	450.6	103	4,193.0

9 市街地再開発事業

都市再開発法による市街地再開発事業は，既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため，建築物の共同化，高層化による防災機能の強化を図るとともに，併せて，道路，公園等の公共施設を整備する事業です。

本市は，これまで京都駅南口地区，山科駅前地区及び太秦東部地区において事業を実施し，現在は各地区における施設の維持管理に努めています。

市街地再開発事業の概要

地区名	施行面積	再開発施設	施行期間
京都駅南口地区	約 2.2ha	アバンテイ（ホテル，店舗，アバンテイ響都ホール等）	昭和 55 年度～58 年度
山科駅前地区	約 2.8ha	ラクト A（ホテル，店舗等），ラクト B（百貨店，量販店，ラクト健康・文化館，分譲住宅等），ラクト C（医療機関，金融機関，分譲住宅，生涯学習総合センター山科等）ラクト D，（アミューズメント施設，オフィス等）	平成 3 年度～11 年度
太秦東部地区	約 0.9ha	右京区総合庁舎，右京地域体育館，右京中央図書館，交通局庁舎，店舗，分譲住宅等	平成 15 年度～20 年度

（注）太秦東部地区は，土地区画整理事業との一体的施行である。